

(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

2 主な勧告事項

対応方針

○ 複数の個別事業等が含まれる施策・事業を含め、主要な国の施策・事業について、ロジック・モデルを作成するなどにより、数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること

・ 勧告を踏まえ、数値目標と数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業の対応を明確にし、評価部会に報告する。その際、複数の個別事業が含まれる事業や予算措置のない事業も含める。

<参考>

・ 現在は、各府省の取組状況を評価部会に報告するとともに、仕事と生活の調和レポートにおいても「行動指針」に基づく国の取組事項に沿ってとりまとめている。
 ・ なお、行動指針においては、「仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する」、「数値目標は社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない」とされている。

○ 評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の効果等の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと

・ 評価部会においては、各主体から報告を受け、取組状況を把握するとともに、数値目標の動向分析により、仕事と生活の調和の進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図っている。
 ・ 特に、25年度は数値目標の達成年度までのほぼ中間年度に当たるため、数値目標のフォローアップを実施し、進捗に遅れが見られる指標について、その要因を分析し、来年度以降の施策・事業に適切に反映する。

また、その旨を開催要綱等に明確に記載すること

・ 評価部会の年度計画等の資料において、「評価部会においては、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る」旨を明記する。

○ 府省間の重複の排除や連携の強化等により、連携推進会議の活用を図ること

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを機能として位置付け、その旨を開催要綱等に明確に記載すること

・ 連携推進会議は、評価部会の議論を関係省庁における施策展開に有機的に反映させるため、評価部会と合同で開催されてきた。勧告を踏まえ、関係省庁間の更なる連携強化のため、連携推進会議の単独開催も含め、連携推進会議の活用を図る。また、開催要綱等に「関係省庁連携推進会議においては、評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記する。

<参考>

・ 仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議とは、「憲章」及び「行動指針」に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するため開催するとされている（平成20年4月11日関係省庁申合せ）。関係省庁は内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の5府省。

内閣府に対する勧告事項についての対応方針（案）

(2) 指標の設定等に関する見直しの実施

2 主な勧告事項

対応方針

○ フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等の参考指標を設定するよう、見直しを行うこと

- ・ 現在、「行動指針」に基づく14の数値目標については、仕事と生活の調和レポートにおいて毎年の進捗状況を把握・分析し、評価部会に報告している。
- ・ 数値目標設定指標に関連する指標を参考指標として、上記レポートの数値目標の進捗状況の把握・分析する際に、併せて分析する。
具体的には、「フリーターの数」に関連して「フリーターの割合」、「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」に関連して「メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合」、「在宅型テレワーカーの数」に関連して「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」を参考としてレポートにおける分析の際に用いることとする。

○ 保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと

- ・ 保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度により、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用児童数が増えることが見込まれるため、指標の動向を把握・分析する際には、当該児童数も含めることとする。